

相 続 人 代 表 者 指 定 （ 変 更 ） 届

年 月 日

東京都調布市長 あて

相 続 人

氏 名

氏 名

氏 名

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相 続 人 代 表 者	フリガナ 氏 名 (生年月日)	(年 月 日生)		
	住 所 (居 所)	Tel — —		
被 相 続 人	フリガナ 氏 名			整理番号
	死 亡 時 の 住 所 (居 所)			
	死 亡 年 月 日	年 月 日		
相 続 人	氏 名	被 相 続 人 と の 続 柄	住 所 (居 所)	相 続 分
備 考				

市民税・都民税は、毎年1月1日に住所を有する個人が納税義務者となるものです。毎年1月1日現在をもって納税義務の有無が確定いたしますので、その後に死亡した場合であっても地方税法第318条に基づきその人の納税義務は消滅しません。

したがって、このような場合には前年中の所得に係る市民税・都民税の納税義務は、地方税法第9条に基づきその相続人が継承することになります。

納税に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。